

特定粉じん排出等作業の届出について

1 届出の必要な作業	別表のとおり
2 届出を行う者	当該特定粉じん排出等作業の <u>発注者又は自主施工者</u> ※ 法人の場合には、原則として、本社の住所及び代表者氏名を記載してください。
3 届出期限	当該特定粉じん排出等作業の <u>14日前</u> まで（期日厳守）。 ※ 届出日及び作業開始日は算入しません。 ※ 作業開始日とは、除去等に係る一連の作業の開始日で、工事そのものの開始日ではありません。具体的には、除去等に先立ち作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置等の飛散防止のための作業を開始する日が開始日となります。
4 届出書類	次の書類を各々 <u>2部（正本1部、写し1部）</u> 提出してください。 ① 様式第3の5による届出書（別紙1参照） ② 特定粉じん排出等作業の方法（別紙2参照） ③ 当該作業の対象となる建築物等の配置図 ④ 当該作業の対象となる建築物等の付近の状況 ⑤ 当該作業の工程を明示した特定工事の工程の概要（別紙3参照） ⑥ 当該作業の対象となる建築物等の部分の見取図 ⑦ 作業場の隔離又は養生の状況及び前室を示す見取図（別紙3参照） ⑧ 掲示板の設置状況を示す見取図 ※ 可能な限り、使用する機械のパンフレット等その詳細が分かる資料を添付してください。 ※ 可能な限り、作業終了後は作業基準に規定される記録等を報告してください。
5 実施の期間	特定粉じん排出等作業の開始から終了までを記入してください。
6 罰則	届出をしなかつたり、計画変更命令、作業基準適合命令に従わない場合は、罰せられます。
7 提出先及び問合せ先	○ <u>北区、上京区、左京区、中京区、右京区</u> で特定粉じん排出等の作業を行う場合 <u>京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター</u> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階 TEL : 075-701-9800 FAX : 075-701-9810 </div> ○ <u>東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区</u> で特定粉じん排出等の作業を行う場合 <u>京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター</u> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 京都市南区西九条森本町62-1 TEL : 075-671-0511 FAX : 075-671-0322 </div>

記入例

別紙 1

様式第3の5

特定粉じん排出等作業実施届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 京都市長

法人の場合には、原則として本社の住所・代表者の氏名を記載してください。

届出者

所称名

○○市○○町○○一○○
株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○○○

電話番号 000-000-000

~~吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の17第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。~~

届出対象特定工事の場所	京都市○○区○○○町○○番地 (特定工事の名称) 京都○○ビルアスベスト除去工事			
届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人につては、その代表者の氏名	□□市□□町□□一□□ 株式会社□□□□ 代表取締役 □□ □□			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業（次項又は3の項を除く） 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材を除去する作業（搔き落とし、切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去するもの）（次項を除く） 5の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 6の項 改造・補修作業 ■ (件)			
特定粉じん排出等作業の実施の期間	自 令和○○年○○月○○日 至 令和○○年○○月○○日	※ 整理番号 ※ 受理年月日		
特定建築材料の種類	① 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 審査結果		
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。			
特定建築材料の使用面積	◆◆ m ²			
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。			
参考事項	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要 届出対象特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	建築物（耐火・準耐火・その他） 延べ面積××m ² (●階建) その他工作物 株式会社□□□□△△△支店 現場責任者△△△△ △△市△△町△△-△△ 電話番号 △△△-△△△△	※備考	
	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	株式会社◇◇◇◇ ◇市◇◇町◇◇◇◇	現場責任者◇◇◇◇ 電話番号 ◇◇◇-◇◇◇◇	

備考

- 1 吹付け石綿又は石綿を含有する断熱材、保温材若しくは耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及びこれらの特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類とみなす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

別紙 2

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

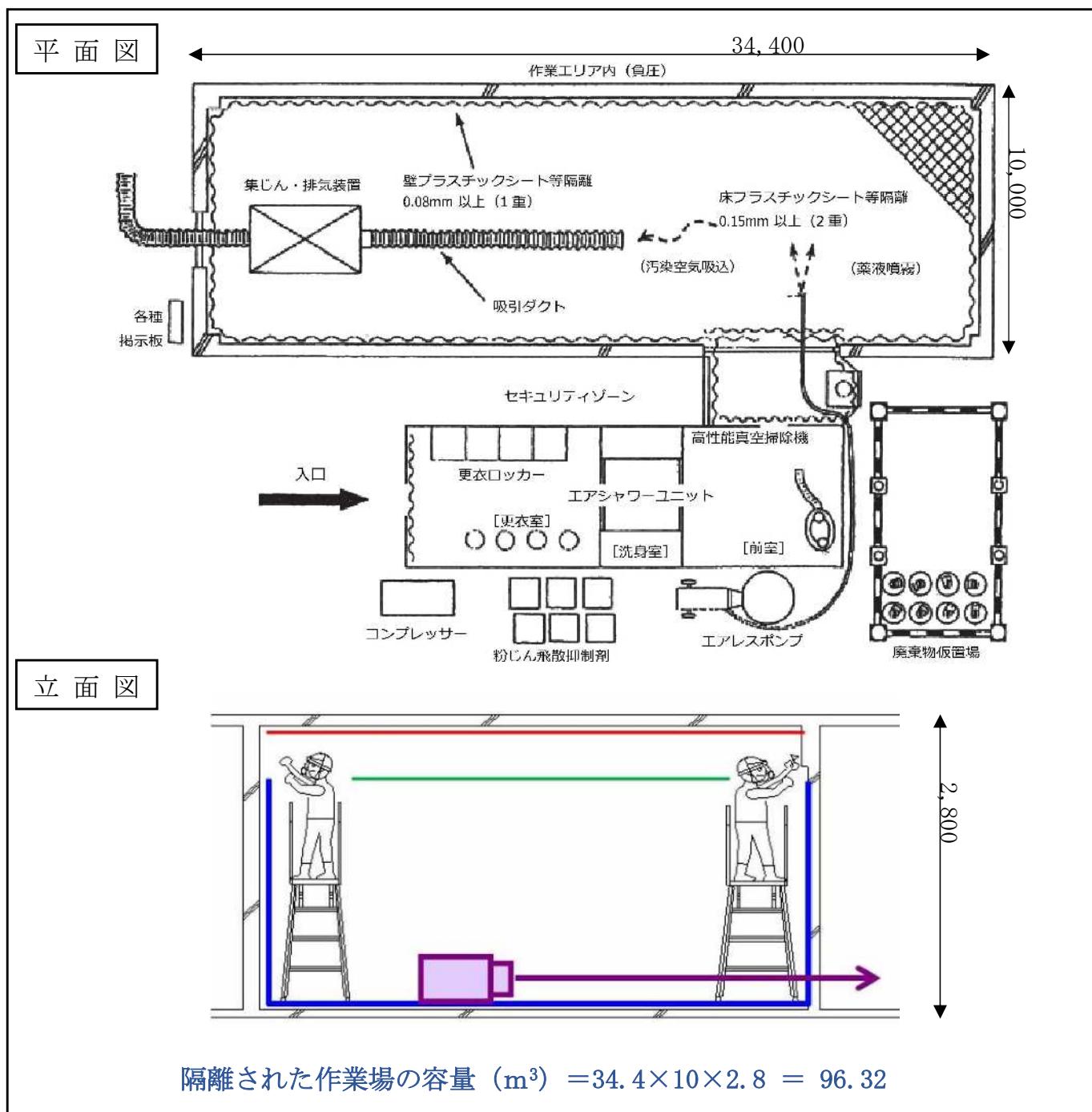
特定粉じん排出等作業における措置	除去・囲い込み・封じ込め・その他
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由	
集じん・排気装置	機種・型式・設置数 種類: ○○株式会社 集じん・排気装置 型式: ○○-○○型 設置数: ○台
	○○ m³/min (1時間当たり換気回数 ○回) <ul style="list-style-type: none"> ● 必要換気量 (m³/min) = 作業場及び前室の容量 (m³) × 4 (回/h) ÷ 60 ● 必要台数 = 必要換気量 ÷ 集じん・排気装置能力 ● 換気回数 = 集じん・排気装置能力 × 必要台数 × 60 ÷ 作業場及び前室の容量
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%) 高性能ミクロ (HEPA) フィルタ 0.3ミクロン微粒子を 99.97% 捕集
使用する資材及びその種類	<ul style="list-style-type: none"> ● 床面隔離養生用: プラスチックシート (厚さ 0.15 mm × 2) ● 壁面隔離養生用: プラスチックシート (厚さ 0.10 mm) ● 隔離養生シート接着剤: 布テープ及び両面テープ ● 除去後のアスベスト廃棄物等: プラスチック袋 ● 粉じん飛散抑制剤: ○○○液 ● 粉じん飛散防止処理剤: △△△液
他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	作業室内を隔離養生し、作業場及び前室を集じん・排気装置により負圧にする。アスベスト除去前に、粉じん飛散抑制剤の噴霧を行い、アスベストをスクリイパー等で撤去する。また、作業時にも適時飛散抑制剤の噴霧を行う。

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
 - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
 - 3 他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
 - 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m³) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

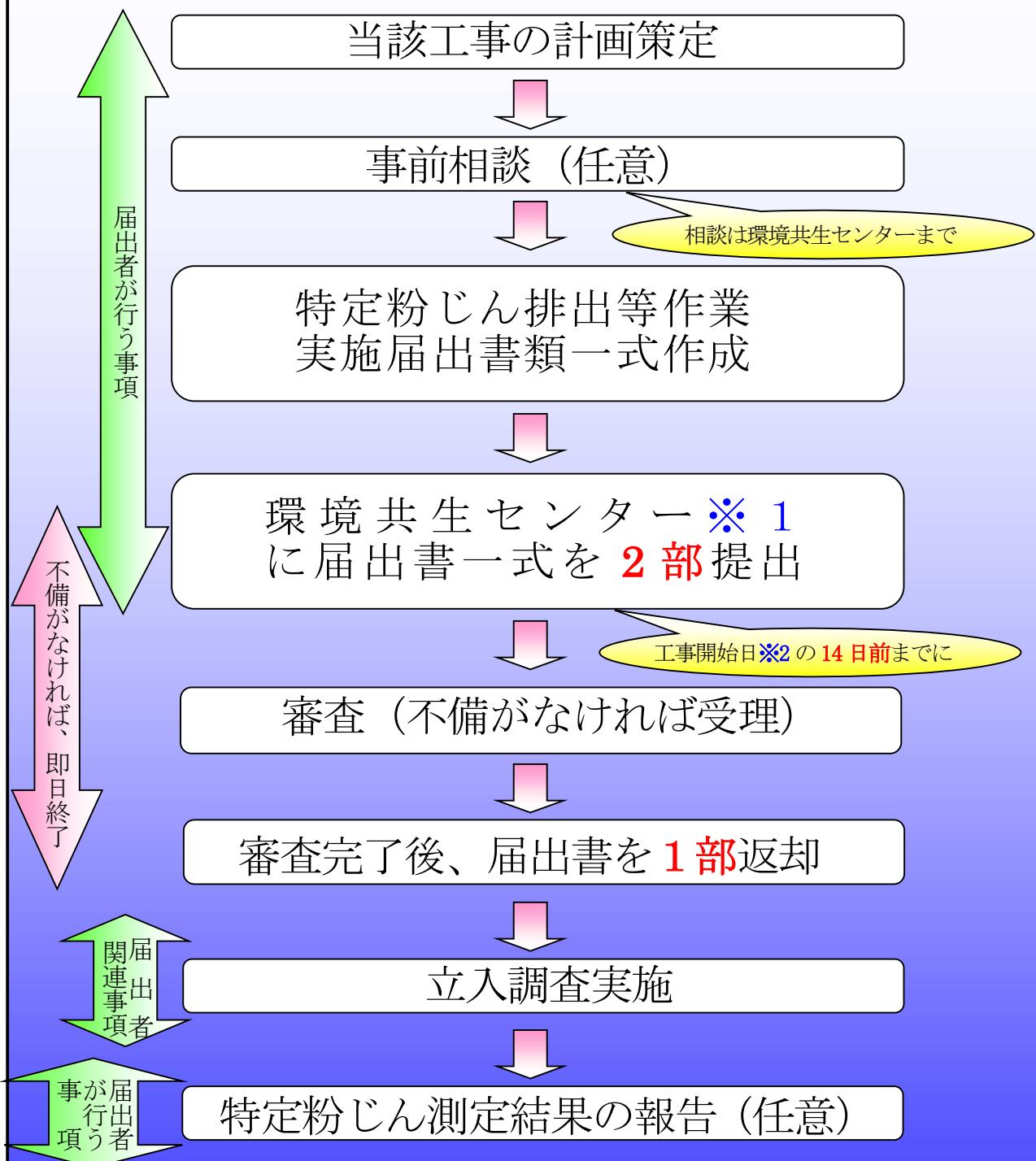
工事工程の概要

月 日 工事項目	9月										10月							
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火			
準備・片付け 付 帯 作 業	■	■				■								■				
隔離養生		■				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
石綿除去										■	■	■	■	■				
片付け											■	■	■	■	■	■	■	
:																		
(粉じん測定)											■	■	■	■	■			
(産廃排出)															■	■	■	

作業場の隔離又は養生の状況及び前室を示す見取図



特定粉じん排出等作業に係る届出フロー図



※1 提出先等は以下のとおり

当該作業場所	相談窓口・提出先
北区・上京区・左京区・中京区・右京区	北部環境共生センター
東山区・山科区・下京区・南区・西京区・伏見区	南部環境共生センター

※2 工事開始日とは、除去等に係る一連の作業の開始日であり、除去等の工事そのものの開始日ではありません。(開始日の具体例：作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置など)